

令和3年度第1回区長会議 議事要旨

開催日時： 令和3（2021）年4月23日（金） 午後3時から午後5時5分ごろ

開催場所： 多治見市産業文化センター 5階大ホール

出席者： 区長（49名）、市長、市議会議長、区長会事務局

欠席者： 第18区区長（副区長が代理出席）

会議内容

- 1 区長会新役員紹介
- 2 区長会長あいさつ
- 3 市長あいさつ
- 4 市議会議長あいさつ
- 5 議題

区長会長

本日の区長会は、午後5時終了予定で進めさせていただく。

会議に先立ち、区長のみなさまが質問・発言される場合は大きく挙手をお願いする。こちらから指名後、事務局がマイクを持参するため、その後区の番号を言ってから発言願う。

また、市役所担当課の議事の説明はできるだけ簡潔にお願いしたい。あわせて区長のみなさまの質疑についても、できる範囲で簡潔明瞭にさせていただくようご協力を求める。

【区長会事業】

(1) 令和2（2020）年度多治見市区長会事業報告について

(2) 令和2（2020）年度 多治見市区長会事業会計収入支出決算書及び多治見市区長会会費会計収入支出報告書

区長会長

「議題1：令和2（2020）年度多治見市区長会事業報告について」及び「議題2：令和2（2020）年度 多治見市区長会事業会計収入支出決算書及び多治見市区長会会費会計収入支出報告書」の2つの議題をまとめて説明を求める。

区長会事務局 議題1（資料1）

令和2年度は、4月開催の第1回区長会総務会は、役員の選出のみ行った。その後の区長会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とし、資料送付のみとした。その後、第2回以降はコロナウイルス対策を行い、偶数月に区長会議、区長会総務会をそれぞれ5回開催した。また、8月、10月の区長会議では第2部として意見交換会を開催し、「区・町内会の脱会」や「未加入者対策について」や、「災害時要支援者名簿の活用について」、情報交換、意見交換を行った。なお、例年行っていた研修視察や岐阜県自治連絡協議会研修大会等、当初予定していた行事が令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべて中止となった。

また、令和2年度から自治会運営における課題について、区長会幹事会の依頼を受け検討・調査を行う区長会サポート委員会を創設しており、令和2年度は、岐阜市、土岐市の自治会役員と意見交換を行った。

その他、先月24日には、区長会オリエンテーションを行った。以上が、令和2年度の活動報告になる。

議題 2 (資料 2)

最初に収入の部であるが、多治見市からの運営交付金が 1,035,000 円、それに利息が 8 円、前年度からの繰越金が 299,493 円あり、総収入額は 1,334,501 円となる。

続いて、支出の部であるが、総務費の中の区長会事業費については、区長会本会議、幹事会、サポート委員会開催の際のお茶代、産業文化センター等の施設使用料を計上し、総額で 328,110 円となった。

次に総務会事業費については、区長会総務会開催の際のお茶代、産業文化センターの施設使用料を計上し、総額で 31,520 円となった。

3つ目、運営事務費については、区長会運営を行うにあたり、各種事務用品の購入や区長会ホームページの運営通信料、退任区長への記念品の購入等を行っており、総額 332,805 円となった。

以上総務費としては合計 692,435 円支出している。

次の研修会費については、先ほど説明したとおり、各種研修を新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止としたので、0 円となっている。

次に自治連絡協議会費であるが、岐阜県域 21 市の自治会で構成される自治連絡協議会への会費 50,800 円とその振込手数料を計上し、総額 51,680 円支出している。

以上支出合計 744,115 円となった。

資料上部に記載しているが、収入額から支出額を除いた差引残額は 590,386 円となり、繰越金 299,493 円を除いた 290,893 円については、市へ返還をする。

続いて資料 5 ページ、令和 2 (2020) 年度多治見市区長会会費会計収入支出報告書を説明する。

収入については、皆様から視察研修及び交流会の費用として納めていただいた費用が 2,290,000 円、その他、消防友の会の会費が 100,000 円となっており、そちらに利息が 2 回に分けて入り総額 12 円、令和元年度からの繰越金額が 2 円、以上収入合計額が 2,390,014 円となっている。

例年は多治見まつりの協賛金もお預かりしているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期となったので、お預かりをしていないのでよろしく確認いただきたい。

続いて支出について説明する。

最初にみなさまからお預かりした消防友の会の会費 100,000 円を支出し、それ以外の会費については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、視察研修及び交流会を中止の判断をしたので、お預かりした会費全額を返金した。そして残った残額 14 円を令和 3 年度に繰越している。

区長会長

「議題 1 : 令和 2 (2020) 年度多治見市区長会事業報告について」及び「議題 2 : 令和 2 (2020) 年度 多治見市区長会事業会計収入支出決算書及び多治見市区長会会費会計収入支出報告書」について、質問はあるか。

区長

質問なし

(3) 令和 2 (2020) 年度多治見市区長会会計監査報告

区長会長

「議題 3 : 令和 2 (2020) 年度多治見市区長会会計監査報告」の説明を求める。

区長会事務局

議題 3 (資 3)

多治見市区長会事業会計及び区長会会費会計の収入支出決算について令和 2 年度の監査役員である、第 8 区木全迪昭区長、第 30 区細江正尚区長に監査いただき、適正に処理

されていたことを確認いただいたのでここで報告する。

区長会長 「議題3：令和2（2020）年度多治見市区長会会計監査報告」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

(4) 令和3（2021）年度 多治見市区長会事業計画（案）について

(5) 令和3（2021）年度 多治見市区長会事業会計収入支出予算（案）について

区長会長 「議題4：令和3（2021）年度 多治見市区長会事業計画（案）について」及び「議題5：令和3（2021）年度 多治見市区長会事業会計収入支出予算（案）について」の2つの議題をまとめて説明を求める。

区長会事務局 議題4（資料4）

区長会会議等については、区長会本会議及び総務会を年6回偶数月に開催する予定。また、昨年度と同様に意見交換会を2回開催する予定としている。

また、先月24日に開催したオリエンテーションを令和3年度も開催する計画である。

その他、令和2年度に創設された区長会サポート委員会も区長会幹事のみなさまと相談の上、必要に応じて年数回開催したいと考えている。

続いて、研修事業についてであるが、令和2年度は中止となったが、区長会視察研修及び岐阜県自治連絡協議会が主催する研修大会への参加を予定している。こちらについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、再度開催を行うかどうかも含め、本日決定した幹事のみなさまと検討し決定していきたいと考えている。

以上が事業計画案となる。

議題5（資料5）

続いて資料8ページから9ページ、令和3（2021）年度多治見市区長会事業会計収入支出予算（案）について説明する。

最初に収入の部になるが、令和2年度同様に市からの交付金1,035,000円を含め、総額1,334,500円を収入として計上している。

また、支出についても令和2年度並みで予定し、総務費850,000円、研修会費60,000円、岐阜県自治連絡協議会費174,500円、予備費250,000円の以上合計1,334,500円を支出予算として計上している。

区長会長 「議題4：令和3（2021）年度 多治見市区長会事業計画（案）について」及び「議題5：令和3（2021）年度 多治見市区長会事業会計収入支出予算（案）について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(6) 「区長会サポート委員会」について

区長会長 「議題6：「区長会サポート委員会」について」説明を求める。

くらし人権課 議題6（資料6）

自治会運営における課題についての検討や研究を行う機関として区長会サポート委員会を令和2年度に発足した。当該委員会は、区長の仕事をしながら課題研究をするのは負担が大きいと判断し、区長会幹事経験者の中から5名以内で委員を選出し、区長会幹事からの依頼を受け活動をしていただくこととしている。

令和2年度は、3名の方が委員となり、令和2年度に実施した区長会アンケートの結果

から出された、役員選出の問題や、自治組織への加入、脱退問題等、区長会では様々な課題への解決の手がかりをみつけるために、区長会幹事会から県内他市の参考事例を調査して欲しいとの依頼を受け、活動をしていただいた。具体的には岐阜市、土岐市の自治会と意見交換等を行い、研究を進めていただいたところである。

令和3年度については、令和2年度区長会幹事会で委員を選出いただいた結果、5名の委員で進めていただくことになったので、ここで区の順番に紹介させていただく。

まず、令和2年度第25区区長、和歌輝雄さん、令和元年度第30区区長、加藤武夫さん、令和元年度第34区区長、渥美光一さん、令和元年度第37区区長、榊岡忍さん、令和2年度第48区区長、水野仁四男さん、以上5名である。

なお、この5名には、令和2年度の検討から引き続き次の3点のポイントを中心に検討していただくこととしている。

検討ポイント1つ目は、「地域の繋がりで助け合える関係を築くにはどういう体制が良いか考えていく」。役員の負担が大きいとの理由から、一つの区だけではできないことも出てきていると聞いている。こういったことを解消するためにも、行事を見直す際の一つとして区を越えて連携することも考えていけないか、検討を進めていただく予定。

2点目のポイントは、区の体制を考えていくと、かえって負担が増えてしまっただけは元も子もないため、体制を考えていくのと同時に、市側へ、自治会をこういった面でフォローできないか等、フォローする体制の構築を提案していけないか検討をしていく予定。

さらに3点目のポイントは、現在、200世帯を下回る区が9区ある。1,000世帯を超える区でも自治会運営が厳しくなっている昨今、200世帯を下回る区はより大変なのではないかとの意見から、市と区長会が協働で何か解決策を考えていけないか、例えば対象区と近隣区で協働できることを考える場を設けるなど、具体的な取り組みを考えていけないかを検討していく予定。

これらの検討ポイントについては、協議、検討を進める中で大きく見直しができることもあるかと思うが、この方針で令和3年度はスタートしたいと考えている。

区長会長

「区長会サポート委員会」、聞き慣れない言葉かもしれないが、簡単に説明すると、区長の中には、1年で代わられる方もいると思うが、町内会、区の問題については、とても1年や2年では片付かない問題もたくさんある。問題提起はできるが、その解決には至らないケースが多々ある。そこで、こういった課題解決に向けて、継続的に活動し、少しでも解決に近づけようとする組織、そういったものとして立ち上げたというものである。みなさんのご意見をいただきながら活動をしていただこうと思うので、何卒よろしくご理解いただきたい。

議題6：「区長会サポート委員会について」、質問はあるか。

区長

質問なし。

【区長への作業・提出依頼】

(7)第71回「社会を明るくする運動」協賛のお願い

区長会長

「議題7：第71回「社会を明るくする運動」協賛のお願い」について説明を求める。

くらし人権課

議題7（資料7）

多治見市保護区保護司会に代わり説明する。

日頃は更生保護事業に協賛いただきまして改めてお礼申し上げます。

令和2年度は、みなさまから協賛金をいただき、各種活動を計画し準備を進めていたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動内容を見直し非接

触型の運動のみ行うこととし、いくつかの行事は残念ながら中止としたところ。

令和3年度については、感染症対策を鑑み、社会を明るくする運動を例年行っていた市内5カ所で行うのではなく、会場を1カ所、駅北庁舎正面玄関前に絞り行う計画を立てている。

地域のみなさまには更生保護への理解を深めていただくために、メディアを使っての広報活動、子どもたちへのアプローチについては、各小中学校、青少年まちづくり市民会議等へ協力を依頼し、「全国社会を明るくする運動作文コンテスト」の募集を行ったり、子どもたちに向け更生保護に関する説明文書を送付したりするなど、より理解を深めていただけるような取り組みを進めていきたいと考えている。

このような活動を進めていくにあたり、みなさまに2点ご協力のお願いがある。

まず、1点目であるが、このような活動を進めていくための資金として、協賛金のご協力をお願いできればと思う。令和元年度、令和2年度にご協力いただいた額については、別途封書に入れてお知らせしたところであるが、それらも参考に、今年度も引き続きご協賛いただき、添付の振込用紙等で東濃信用金庫の指定口座まで振込をお願い申し上げます。なお、申し訳ないが、振込時の手数料はご負担いただきたく、あわせてお願い申し上げます。

続いて2点目であるが、本日、保護司会から預かった封書を区長全員にお配りしているが、区長全員に社会を明るくする運動の推進委員を担っていただいております、必要に応じお声かけをさせていただく。その際はご都合に応じ、協力を御願ひしたい。早速であるが、7月4日（日）午前9時30分から駅北庁舎正面玄関前で開催する街頭啓発活動に、駅周辺の小学校区の区長、昭和校区、精華校区の区長の代表者の方に参加いただきたいと思います。

後日改めて通知し、相談させていただく予定であるが、何卒ご予定いただくようよろしくお願いする。

区長会長

この啓発活動は、以前はいろいろな箇所で行っていたが、今回は、駅北庁舎でまとめてやることになったとのことである。

議題7：「第71回「社会を明るくする運動」協賛のお願い」について、質問はあるか。

区長

質問なし。

（8）個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について

区長会長

「議題8：個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について」説明を求める。

くらし人権課

議題8（資料8）

高齢福祉課に代わり説明する。

例年各区で敬老事業を実施されているかと思うが、令和3年度も各区の敬老事業を行うにあたり、対象者把握の為に必要な名簿の提供を行いたい。

その名簿の提供にあたり、お手数をおかけするが、「個人情報外部提供申請書」を記載の上、提出いただきたくお願いするもの。

既に様式1「個人情報外部提供申請書」をお配りしているが、右上の「申請者」の欄に、区長自身の住所、氏名、連絡先電話番号を記載し、本日区長会議終了後にお手元のボールペンで記載いただき席に置いておいていただきたい。

提供させていただく対象者名簿については、氏名、ふりがな、住所、世帯主名、性別の5つの情報を掲載している。

令和2年度に、80歳以上を対象に敬老事業を行った区には、80歳以上の対象者を記載した名簿を2部、令和2年度に75歳以上を対象に敬老事業を行った区には、80歳以上の対象者を記載した名簿2部に加え、75歳から79歳の対象者を記載した名簿2部の合計4部を配付するので、ご予定願う。

名簿の配付は、6月19日開催の第2回区長会議の時に配布予定。併せて敬老事業交付金の申請手続きについて説明させていただき予定であるのでよろしく願います。交付金の申請書は7月末ごろまでに提出をお願いし、確認ができた区から順次振込をさせていただき。概ね8月末までには、一人あたり2,000円の敬老事業交付金を各区の市政協力業務委託金振込口座へ振り込みさせていただき、のでよろしく願います。

その後、9月に各区において敬老会事業を実施いただき、9月に送付を予定している事業実績報告書に事業が終了次第、必要事項を記載の上、提出をしていただく。結果を踏まえ、交付金の精算手続きしていただき、終了という流れになる。

順次ご案内していくので、大体の流れとしてご了解いただきたい。

区長会長

議題8：「個人情報外部提供申請書（敬老事業対象者把握用名簿）の提出について」、質問はあるか。

区長

質問なし。

（9）避難行動要支援者名簿の更新について

区長会長

「議題9：避難行動要支援者名簿の更新について」説明を求める。

企画防災課

議題9（資料9）

日頃は防災行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿は過去の災害で避難が困難な高齢者の方や障がいを持った方が犠牲になるケースが多く見られたことから、災害対策基本法が改正され、多治見市では、平成30年度から自治会のみなさまへお配りをしている。

本日は、避難行動要支援者名簿の更新について説明する。

区長が交替されたところは、引き継ぎをされているかと思うが、現在お渡ししてある令和2年度版の名簿と今回お渡しする令和3年度版の名簿の差し替えをお願いしたい。この名簿は、今年度から、逆手挙げ方式、「私は名簿に掲載しなくても大丈夫」「名簿には掲載しないで」という意思を示す手を挙げた方は掲載していない。したがって、昨年度より名簿に掲載している人数が多くなっている。

次に「2 制度の仕組み」であるが、平常時からこの名簿を地域で把握していただいて、地域の防災訓練など、その参加の中で災害時に声を掛け合って助け合いのできる関係を築いていただくことを目的としている。

続いて「3 名簿の保管者、閲覧可能な範囲」であるが、表に記載のとおり原本は区長のみにお渡ししている。必要に応じてコピーした名簿は保管できる方が限定されているので、取扱は十分留意していただく必要がある。特に個人情報が記載されているため、心配される方もあるかと思うが、この名簿は災害対策基本法の中で、災害に備えて名簿情報の利用と提供について自治会組織を含む関係者に名簿を提供するものとするとはっきりと記載されている。ただ、この名簿で知り得た秘密は、必要以外の場では漏らしてはいけないとなっているので、その点については十分留意いただいた上で、保管いただきたい。

他に様式1から4まで付しているが、様式1と2は、名簿と一緒に綴じておくものである。コピーした場合も必ずこの様式1と2は名簿と一緒に綴じておいていただきたい。

様式3は、名簿をコピーした場合に、その所在を確認するために活用いただきたい。様式4は、各区長に名簿をお配りしたので、その受領書である。区長会議終了までにこの受領書にサインの上、机の上に置いておいていただきたい。

なお、本日お配りした名簿に差し替えいただき、抜いた令和2年度の名簿については、第2回以降の区長会議で返却いただくか、直接企画防災課までお持ちいただくこととしたい。

差し替えの方法であるが、避難行動要支援者名簿については、ピンクのファイルに綴じ込んであると思うが、これの中身をまるごと差し替えいただくというものになる。外した名簿については、今回お配りした名簿の入っていた茶封筒に入れ、返却いただきたい。

区長会長
区長

議題9：「避難行動要支援者名簿の更新について」、質問はあるか。
質問なし。

(10) 多治見市青少年まちづくり市民会議について

区長会長
くらし人権課

「議題10：多治見市青少年まちづくり市民会議について」説明を求める。
議題10（資料10）

教育推進課に代わり説明する。

青少年まちづくり市民会議は、全国的な組織で県民会議の下、組織化がされており、多治見市では平成5年から活動がスタートしている。事務局は教育委員会の教育推進課が担っており、青少年まちづくり市民会議には、現在3つの組織がある。

一つ目は、私の主張大会、挨拶で絆の日、花いっぱい運動などを企画・運営している青少年育成推進委員会、二つ目は、地域で展開される各小学校区の市民会議の代表が意見交換する校区市民会議会長会、三つ目は子どもの育ちを支援する関係団体のみなさまが理事を務めていただいている理事会、この3つの組織がそれぞれ活動しているものになる。

青少年まちづくり市民会議から地域自治会へ協力をお願いしたいことが主に4つある。

一つ目は、私の主張大会や挨拶運動、花いっぱい運動などのまちづくり市民会議事業へのご協力をお願いしたいというもの。2点目は、既に選任いただいたところであるが、各町内で青少年委員を選任いただきたいというもの、3点目は、青少年まちづくり交付金に関する書類の作成と提出。最後に、4点目は、青少年まちづくり市民会議に関連する文書の回覧をお願いしたいというものである。

各区とまちづくり市民会議は、青少年健全育成の観点では同じ方向を向いて活動をしていると思っているので、今後も、相互連携をより一層図ることができればと考えている。

区長のみなさまにおかれては、この趣旨に鑑み、今後ともご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

区長会長
区長

議題10：「多治見市青少年まちづくり市民会議について」、質問はあるか。
質問なし。

(11) 多治見市青少年まちづくり市民会議交付金について

区長会長
くらし人権課

「議題11：多治見市青少年まちづくり市民会議交付金について」説明を求める。
議題11（資料11）

教育推進課に代わり説明する。

地域で青少年の健全育成を目的に実施されている事業の一助となるよう青少年まちづくり市民会議交付金を交付している。

資料3の交付金額の欄にある計算式に基づき、算出された額の交付金を各区へ交付をしている。区によっては、市から交付された交付金を小学校区の青少年まちづくり市民会議へ拠出しているところもあると伺っているが、そういった場合は、交付金の申請時に、小学校区の青少年まちづくり市民会議と区とで調整が済んでいることが確認できるよう、双方の代表者の押印が必要となるので、予定願う。

本日交付申請について具体的な資料の配付はないが、4月末ごろに、青少年まちづくり市民会議交付金の交付申請様式を区長へ直接郵送する予定でいるので、届き次第内容を確認し、手続きいただきたい。

区長会長 これについては、区によって取扱が異なると思うが、前任の区長に確認の上、対応いただきたい。

議題11：「多治見市青少年まちづくり市民会議交付金について」質問はあるか。

区長 質問なし。

(12) 多治見市青少年まちづくり市民会議主催「挨拶で絆の日」のご協力について

区長会長 「議題12：多治見市青少年まちづくり市民会議主催「挨拶で絆の日」のご協力について」説明を求める。

くらし人権課 議題12（資料12）

教育推進課に代わり説明する。

青少年まちづくり市民会議が毎年開催している「挨拶で絆の日」であるが、令和3年度は、6月25日（金）と10月26日（火）の2日間の午前7時から8時15分に開催する予定で準備を進めている。

本事業については、青少年まちづくり市民会議が主催となるが、小学校区の青少年まちづくり市民会議によっては、区長はじめ各団体の代表者の方々にもご協力をお願いしているところもある。後日改めて各小学校区の市民会議からご協力をお願いする予定のため、2日を予定いただくとともに、何卒ご協力いただきますようお願いする。

区長会長 議題12：「多治見市青少年まちづくり市民会議主催「挨拶で絆の日」のご協力について」、質問はあるか。

区長 青少年まちづくり市民会議というものが、なぜ小学校区を基準にしてやられるのか、そのあたりを非常に疑問に思っている。25区は、小学校区は池田小学校区であるが、中学校区は小泉中学校区である。やっていること自体が両方にまたがることであると思う。生活圏が小泉校区であるという点からも、小泉校区でまとめた方が良いと思うがどうか。

教育推進課 小学校区が一つのまとまりと認識している。また、小学校区ごとにそれぞれ特色があるので、その単位での活動をお願いしているというのが現状。

区長会長 小学校区が、実際に生活している身からすると、生活圏と異なることもあり小学校区でまとめられるとわかりにくい面もあるとも思う。ただ一方で行政としては一定の枠でまとめないといけないのかもしれない。現状は小学校区でまとめたいということ。

また、個別の細かい事情は担当課と直接詰めていただきたい。

他に質問はないか。

区長 質問なし。

(13) 道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて

区長会長 「議題 13：道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて」の説明を求める。

くらし人権課 議題 13（資料 13）

一部の地域に偏ることなく、多治見市全域の道路改良をバランス良く進めていくために、昨年度と同様に、令和 3 年度においても各区からの要望をお伺いしたい。

については、今年度実施を希望する道路の改良や地域で行うには危険を伴うような草刈り等がある場合は、役員等に諮っていただくなどの方法により区民の声を聞き、区の総意として区でとりまとめて 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間にくらし人権課まで要望事項を記載したもの、現況写真、位置図の提出をお願いします。

要望の提出については、4 枚目以降に様式例を用意しているため、ご活用いただきたい。

なお、当該様式については、区長会のホームページにも掲載するため、パソコン等で作成いただきメールでくらし人権課まで提出いただくことも可とする。

提出にあたっては、要望いただいた箇所に職員が出向き現場確認をするため、複数枚の現況写真を付していただくとともに、位置の確認のため、市販の地図等に該当箇所を書き込んだものを付していただくとお変助かるのでお願いしたい。

なお、原則として 6 月 30 日以降は受付しかねるのでご注意願う。ただし、緊急性が高く通行に支障を及ぼすような案件については、随時対応するため、道路河川課へ直接相談いただきたい。

道路事業に関する要望書については、市では対応できかねる国道、県道にかかるものや公安委員会の管轄のものがある。そういったものを要望事項に挙げていただくと、市からそれぞれの対応機関へ要望し、10 月中旬に区へ市から対応機関へ要望を行った旨と要望日をお知らせする予定。

また、道路事業に関する要望のうち、市で対応が可能なものと樹木の伐採等に関する要望については、例年通り、対応結果を令和 4 年 2 月開催予定の第 6 回区長会議で報告するのでご承知おきいただきたい。

参考までに別紙 2 として道路事業に関する要望内容の例やそれに対する対応について簡単にまとめた表を付しているためあわせて確認願う。ご不明な点等ありましたらくらし人権課までお問い合わせいただきたい。

区長会長 「議題 13：道路事業、樹木の伐採等に関する市への要望手続きについて」質問等はあるか。

区長 今の説明は多治見警察署の見解と少し異なる。問題は、6 月 30 日に切って云々という話であるが、道路管理者の仕事の運び方との関連であると思うが。国道、県道については、国や県と調整をとり、市道については、道路河川課と調整をとるという見解を多治見警察署、交番で聞いている。ですから今の説明は理解しづらいが、異なるのであれば、多治見警察署と同じ見解になるよう調整をして欲しい。

市長 4、5 年前までは各区から期限を切らずに要望をいただいていた。要望をいっぱい出すところは、10 も 20 も出てくる。市の予算は限られているので、みなさんにしっかりと公平に、道路改良、あるいはカーブミラー、白線引き、こういうようなことにしっかりと対応するために、昨年からは期限をきって要望を出してくださいという風にした。

ただし、緊急性がある「穴ぼこがあいちゃった」「そこに入ったら大変なことになる」というような案件については、6 月 30 日の期限を切らないというのが今回の説明の概要

である。

前は、国道 19 号線は「国土交通省に行ってください。」国道 248 号線は「岐阜県土木に要望を挙げてください」と振り分けていたが、区長がその道が国道か、県道か、市道かわからない。ということで、多治見市役所は、一旦すべて要望を受ける。多治見市役所から国土交通省、あるいは岐阜県土木、あるいは多治見警察署へというような調整をワンストップで行う。その結果を再度みなさんにお知らせをする。こういうような形になったので、今回のような方法を採用している。

区長 多治見警察署の駐在所の方が、今の点を承知されていないように感じる。そちらについても周知していただけるとありがたい。

市長 多治見警察署長のほうにもう一度しっかり伝達する。残念ながら、昨今多治見警察署長は 1 年ごとに交替している。そのような面もあるが、いずれにしても多治見市役所が一旦受けてそれぞれの関係機関に申し入れをし、その結果をお知らせする。

後で、具体的に交番、多治見警察でどういうことがあったのか、聞くので、教えていただきたい。連絡の齟齬があったのであれば、その点は確認し対応する。

区長会長 ただ、緊急を要する案件については、その都度という話もあった。私もカーブミラー設置の案件を手元に持っており、即時道路河川課へ提出したいと思っている。担当の方が事前に現場を確認したいということなので、現況写真を届けたいと思う。緊急性のあるものについては、期間外でも相談にのっていただけるということであるので、安心して対応いただきたいと思う。

他に質問はあるか。

区長 質問なし。

(14) 区・町内会が所管する防犯灯数の報告について（依頼）

区長会長 「議題 14：区・町内会が所管する防犯灯数の報告について（依頼）」の説明を求める。
くらし人権課 議題 14（資料 14）

区と各区で締結している「市政協力業務委託」の委託料の算定根拠として区及び町内会が管理する防犯灯数も利用している。

当該防犯灯数については、3 年に 1 度確認することとしており、令和 3 年度に確認し、令和 4 年度から 6 年度の市政協力業務委託費に反映する。

そこで、お手数であるが、現在区、町内会で管理している防犯灯数について把握したく、令和 3 年 6 月末時点の数の確認の上、報告願う。

調査概要について説明する。

確認いただきたいのは、令和 3 年 6 月末時点の防犯灯数で、本日配布している「防犯灯数報告書」に、平成 30 年度の調査時点の数を記載している。そちらの数も参考にしながら、現在管理している数を記入願う。また、様式右側、「防犯灯の種類」の欄に、管理している防犯灯の内、LED 化されているものが何本、されていないものが何本か記入していただくようよろしくお願いいたします。

さらに、添付書類としてお手元に届いている電気料金請求書内訳もしくは電気料金領収書で、書面の中に公衆街路灯 A という表示があり、それぞれの電気料金が記載されているものが届いているかと思うので、そちらの写しをあわせて提出願う。参考までに 3 年前の平成 30 年度に提出されたものの一部を見本として各区 1 枚だけ、本日お配りしているので、こういったものが各区に届いていると思うので、確認いただき、提出いただきたい。

防犯灯の数については、すべて歩いて確認いただきたいというのではなく、請求書内訳等を活用して数を確認いただきご回答いただければと思う。平成30年度以降に新たに設置しているもの、また、撤去しているものがあるかと思うので、そのあたりの数を反映いただきたい。また、LED化されていないものについても各町内から情報提供を求めるなどして、数を把握いただければと思うので、お手数をおかけするが、よろしく願います。

提出については、区長会開催時に持参、くらし人権課窓口持参、FAX、データをスキャンしてメールで提出等、ご都合の良い方法で構わないので、8月31日(火)までに提出願う。

区長会長 方法については、電気料金等領収書(口座振替領収書)というようなものを会計さんがお持ちかと思うので、会計にお尋ねいただくと写しがもらえらると思うので、そちらを確認の上、対応いただければと思う。

議題14「区・町内会が所管する防犯灯数の報告について(依頼)」、質問はあるか。

区長 LEDかどうかということは書類ではわかりませんよね。前に回ったことがあるが数が多く非常に大変である。中部電力に聞くとわかるか。

くらし人権課 中部電力でも概ね把握できると思う。料金については地域により若干異なるので一概には言えないが、LEDの防犯灯であると、10KW以下となっているので、1月の料金が150円ぐらい、それより少ない位になっている。お近くの防犯灯のうち、LEDであるものの料金を確認いただき、それと同額のを数えていくと概ね数が把握できるのではないかと思います。そういった方法もあわせて調査いただきたい。

区長会長 前回調査の数は記載してあるか。

くらし人権課 前はLEDかどうかの数の調査は行っていない。全体の防犯灯数の数については、調査票に記載しているので参考にさせていただきたいが、LED化している防犯灯の数については、今回初めて調査するため、参考数が記載していないので、お手数ですが今回新たに確認をお願いしたい。

区長会長 全部歩き回らなくても良いかと思う。平成30年度以降、工事をしたものをピックアップいただければと思う。

他に質問はあるか。

区長 質問なし。

(15) 市政協力業務委託契約書等の作成依頼について

区長会長 「議題15：市政協力業務委託契約書等の作成依頼について」の説明を求める。

くらし人権課 議題15(資料15)

区と各区で締結する「市政協力業務委託」の契約書の作成手続き及び委託料の受け取り手続きについて説明する。

最初に契約書についてであるが、先日区長会議の資料とともに市から2部お配りしている。区長の名前、住所等内容を確認いただき、印鑑を3か所押印願う。最初に契約書表面の袋とじ目のところに一つ、契約書4ページの区長名のところに一つ、契約書最終ページの袋とじ目のところに1つの以上3か所になる。契約書の2冊共にその手続きを行っていただき、2冊とも市へ提出願う。提出いただいた以降に、市で市長印を押印後1冊は各区へ返却する。

続いて委託料の受領手続きについて説明する。お手元に「市政協力業務委託費前金払い請求書」をお渡ししている。

記載例を参考に必要事項を記入の上、提出願う。

概要を説明すると、表面の前金払い請求額については既に印字をしているので、その下段の表の中を埋めていただき提出いただくというものである。市政協力業務委託費を何に活用する予定なのか、防犯灯の電気代等の維持管理に充てるとか、役員会等の経費に充てるとか、そういった予定を記載願う。

なお、前金払いを必要とする金額の合計が上部に記載してある前金払い請求金額の額と合うようにしていただきたい。

続いて、「区会計口座の振込先の報告依頼について」を説明する。委託料を区の口座に振込むので、振込先口座を「区会計口座報告書」に記載の上、提出願う。確認のため、お手数であるが、通帳の内側ページ、名義人名のフリガナ等が確認できるページの写しをあわせて提出いただきますようお願いする。昨今振込時にエラーとなるケースがある。お手数ですが何卒ご協力願う。

なお、当該口座には、委託料の他、敬老会交付金、リサイクルステーション管理協力金、地域活動助成金なども振込まれる。あわせて予定いただければ幸いである。

これまで説明させていただいた契約書、前金払い請求書、区会計口座報告書については、5月7日（金）までにくらし人権課までご提出願う。本日持参されている場合は、会議終了後、本会場の後ろに受付窓口を設けるので、恐れ入りますがそちらへ提出願う。

区長会長

議題 15 「市政協力業務委託契約書等の作成依頼について」、質問はあるか。

区長

昨年度は、コロナで予定していた行事が実施できず、お金を返還したというような話を聞いたがどうか。コロナで運動会を止めたというところは返還したという噂も聞いたがどういう扱いか。

くらし人権課

昨年度、事業が実施できず、当初は体育大会とか、お祭りに使う予定であったが、中止をしてしまったのでどうしたらよいかというご相談はいただいていたところ。しかし、コロナ対策のために消毒液を購入したとか、会議を通常は集会所で行っているが、広い会場を用意する必要があるため、産業文化センターの一室を借用したとか、そういった形で別の費用がかかっていることも数多くある。また、区、町内会の事業は市政協力委託費ですべてまかなえる訳ではないので、防犯灯の経費、それだけで終わってしまうという話をいただいていたところ。したがって、令和2年度、市へ返金いただいたという事例はない。今年度についても、区、町内会で必要なものにご活用いただければと思っている。

区長会長

記入例があるが、私も項目を全部書いていた。その内訳をすべて書いていたが、防犯灯の電気料だけでほぼ、使い切ってしまう。つまり主な項目だけ書いていただければ良く、これだけたくさん書く必要もないということなので、わからなければくらし人権課に個別に相談していただきたい。

他に質問はあるか。

区長

質問なし。

(16) 区長活動謝礼金の支給について

区長会長

「議題 16：区長活動謝礼金の支給について」の説明を求める。

くらし人権課

議題 16（資料 16）

さきほど市長からも説明させていただいたが、令和3年度から区長活動謝礼金を支給することになった。

区長活動謝礼金は、年額 120,000 円を 4 月 1 日、10 月 1 日のそれぞれの時点で在籍す

る区長へ2回に分けて支払う。最初は、みなさまに口座等をお伺いし、準備が整い次第支払い、2回目は10月に支払う予定。

支払は区長のみなさまの個人の口座に支払い、所得税6,126円を差し引き残額、53,874円を振込む。今回の謝礼金は、その他の収入とあわせて確定申告いただく必要があるので、令和4年当初に支払調書を作成の上、改めて区長のみなさまに送付するのであわせてご予定願う。

また、振込にあたり、「区長活動謝礼金振込先確認書」また、所得税を税務署に納入する関係で、個人番号(マイナンバー)の届出が必要になるので、あわせて「個人番号届出書」の提出を4月30日(金)までにくらし人権課まで提出願う。提出の際には、マイナンバーのわかるもの、本人確認書類の確認が必要になるので、ご協力を願う。

なお、先ほども説明させていただいたとおり、本日の区長会終了後、会場後部に受付窓口を設けるので、本日持参されている方はそちらへ提出願う。

区長会長

議題16「区長活動謝礼金の支給について」、質問はあるか。

源泉徴収票はいつ頃配付する予定か。

くらし人権課

令和4年1月ごろの予定。

区長会長

早々と確定申告をされる方もいるので、早期に手続き願う。他に質問はあるか。

区長

質問なし。

(17) 多治見市住民主体サービス助成金について

区長会長

「議題17：多治見市住民主体サービス助成金について」の説明を求める。

高齢福祉課

議題17(資料17)

日頃は地域の高齢福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。多治見市では、今年度から、3年間の高齢者保健福祉計画2021を推進する。この計画のキャッチフレーズは「助けられたり、助けたり、おたがいさま」としている。「いつまでも元気で地域で支え合うまち」を目指している。この計画に基づき、高齢者の生活を地域全体で支援する取り組みの一つとして、住民主体サービス助成金交付事業を創設した。

今回は区長のみなさまに新しい制度ができたということをお知らせするとともにサービスの担い手の要件に自治会を載せているので、制度概要をお知らせする目的で説明する。

サービスの担い手となる助成団体の要件としては、市内に活動拠点を有し、営利を目的としない団体となっている。

住民主体の生活支援サービスがどのようなものかという、サービスの内容については、二つのサービスになる。一つは、「訪問型サービス」で、身体介護を伴わない、日常生活の支援、例えば、買い物の支援やごみ出しのようなものを想定している。二つ目は、「通所型サービス」で、地域の住民が主体となって、自主的な通いの場というもので、サロンのような活動を想定している。

このサービスが使える人とは、介護保険の要支援1・2と事業対象者で地域包括支援センターによるケアプランが示されている方がこのサービスを利用できる人となる。

助成金については、基礎額と利用額があり、詳細は表の通りの月額となる。

利用者の負担額については、訪問型サービスのみ負担が必要で、200円以下で実施団体に定めていただくことになる。

また、詳しい話については、個別に説明に伺いたいと思うので、よろしく願います。

区長会長

私も何点かお尋ねしたところであるが、よくわからないところがあり、区の役員会の時

に高齢福祉課の方をお招きし、説明をしていただこうかと考えているところ。みなさまも活用いただければと思う。

議題 17「多治見市住民主体サービス助成金について」、質問はあるか。

区長 来ていただけるということで良いか。

高齢福祉課 呼んでいただければ説明に伺う。

区長会長 他に質問はないか。

区長 質問なし。

(18) 住宅用火災警報器設置率調査について（お願い）

区長会長 「議題 18：住宅用火災警報器設置率調査について（お願い）」の説明を求める。

くらし人権課 議題 18（資料 18）

消防本部予防課に代わり説明する。

今年度も住宅用火災警報器設置率調査を行うので、区長のみなさまにもご承知おきいただきたく説明する。

調査の実施期間は5月1日から21日までの概ね3週間を予定しており、調査対象については、市内全域で無作為に抽出した400世帯を対象として郵送で調査票を送付し、ご協力を求める形としたい。

現在の設置率は、多治見市において89.5%である。これを100%に近づけるよう、普及促進を行っていききたいと考えている。

令和3年に入りまだ4か月ほどであるが、早くも2名の方が火災により命を落としている。今後も火災をいち早く感知し、住宅火災による死者を出さないよう、引続き「設置率100%」をめざし、普及・促進を行っていききたいと考えている。調査が当たった方については何卒ご協力願う。

区長会長 議題 18「住宅用火災警報器設置率調査について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(19) 多治見市地域あいのりタクシー運行支援補助金の制度見直しについて

区長会長 「議題 19：多治見市地域あいのりタクシー運行支援補助金の制度見直しについて」の説明を求める。

くらし人権課 議題 19（資料 19）

都市政策課に代わり説明する。

地域あいのりタクシーは地域の足として平成29年4月から自治会の協力を得て導入を進めており、現在、15団体で導入をいただいているところである。

この地域あいのりタクシーの制度について、令和3年4月から、一部制度の見直しを行いましたのでここでお知らせさせていただく。

主な改正点は2つある。

まず1点目は、補助金の支払方法になる。従来は、年度の終わりに補助金を支払っていたものを、制度改正後は、年度当初の前払いも選択できるよう変更している。

この結果、団体の用意する手持ち金が少なくても制度を利用できるようになっている。

続いて2点目の変更は補助率を変更した。従来は定額制と割勘制の二つの制度からどちらかを選択いただき、それぞれの補助率を適用していた。今回は割勘制を廃止し、1台のタクシーに何人乗車したか、そのあいのり率に応じて最大10分の7の補助率を適用するよう見直しをした。

あいのりタクシー制度全般については、(2) 制度概要に記載しているので、また見ていただければと思う。

なお、あいのりタクシーの制度導入を検討したい、制度についてももう少し詳しく知りたいという区、町内会があれば、都市政策課までご連絡いただければと思う。

区長会長

あいのりタクシーは活用しているところ、していないところがあるが、私の区では契約をさせていただき、大変重宝している。特にお年寄りの方には病院の通院などで活用できありがたいとの声をいただいている。この制度は、市長にもご助力いただき、すごいスピードで制度の改正を行っていただいた。できるだけ、取り入れやすい形になるよう見直しをしていただけたと思う。

検討中の区長から、「こんなことはどうなのだ」という質問のお電話もいただく。市役所に聞くよりもということもあるかと思うので、説明会にも行ったこともある。非常に良い制度であるが、導入するまでには、すごい熱意と体力と時間と知識が要るので難しいと思うが、私にできることがあれば動くのでお知らせいただきたい。

まずは導入の検討をしていただいて、その次に制度への準備としていただければと思う。

議題 19「多治見市地域あいのりタクシー運行支援補助金の制度見直しについて」、質問はあるか。

区長

私の区でも導入しているが、行き先が病院や駅などとなっている。登録は40名ぐらいの方がしているものの、実際に使用しているのは4名ぐらいとなっている。そういう状況の中で、すごい人数が利用して、ショッピングセンター等へも行かれている方も大勢いるとの話に驚いた。

現在の制度は水曜日と金曜日の利用に限られている。

これは、地域の特性で、概ねワンメーターぐらいのところへしか需要がないので、二日間だけの利用になってしまっているのか。

水曜日、金曜日の10時出発と時間まで制限されているので、なかなか利用がないと言ったところである。他の地域ではどのようにしているか。

区長会長

私の区の事例を紹介する。利用できる人は自治会に入っている人。原則は75歳以上の人や怪我等の障がいを持っている方。行く先は決めていない。利用できる日時は365日、24時間、タクシー会社が運行している時間としている。

地区によっては、行く先を決めた方が、あいのり率も上がるし良いところも多いと思う。しかし、病院はなかなかそういうわけには行けない。ただ、地域によっては状況は変わらと思うので、地域の実情を踏まえ、都市政策課とよく相談されると良いと思う。

また、私の区の事例で良ければいつでもお話するので、お声かけいただきたい。

やり方によってはとても便利な制度であるので、工夫をして活用していただきたい。

区長

第30区も当初は水曜日、金曜日、病院便と近所便ということでスタートしたが、要望がかなり出た。病院便では、市民病院、県病院。それに多治見駅北口を追加した。また、遠いので時間も朝8時、9時。帰りについては、病院が何時に終わるかわからないので、随時ということでタクシー会社と協議した。また、近所便についてもバロー根本店、姫地区公民館としていたが、根本医院、上田整形などの診療所を追加し、時間も病院に行くということで朝8時からと、これらもすべてタクシー会社と協議をし、どの範囲ができるかを相談し、昨年12月に見直しをかけたところ。

あいのりタクシーを始める前、みなさんからアンケートをとりその結果を基に要望に応えられるように取り組んできた。

ただ、ひとつ課題があるのが、姫地区だと可児市と隣接しており、可児市に行かれる方が多いが、その点は市域が異なるということで未だ認めていただけない。

区長 私の区はタクシーでワンメーターくらいの地区であり、なかなか拡大は難しいかなとは思いますが、他の地区は曜日、時間の拡大をしているということなので参考にしたい。

市長 あいのりタクシーは、バスだけでみんなの足を確保するのは困難だということからスタートしている。今言われるように、一回決めたルールは絶対変えないということはないので、タクシー会社と直接交渉するのが多分大変であるので、市役所にご相談ください。今あるルールをこのように変えられないか、そういうようなことについては、都市政策課がしっかりと一緒になってタクシー会社と交渉するので、相談いただきたい。

区長会長 都市政策課と個別に相談いただきたい。他に質問はあるか。

区長 質問なし。

(20) 令和3年度地区懇談会の開催について

区長会長 「議題20：令和3年度地区懇談会の開催について」の説明を求める。

くらし人権課 議題20（資料20）

秘書広報課に代わり説明する。

先ほど、市長の挨拶の中でもお知らせさせていただいたが、令和3年度の地区懇談会を開催する。

資料の「1.日程」に記載のとおり、13の小学校区すべてで5月17日から6月25日にかけて実施予定。

開催概要については、先ほど市長から説明させていただいた通りであるが、広報たじみや市のホームページでお知らせするとともに、5月号の広報たじみの配付時に、回覧チラシを配付させていただくため、地域回覧をお願いする。

その他であるが、地区懇談会で多くの質問を予定されている場合や地域独自の課題等についての意見交換を予定している場合は、事前に秘書広報課まで通告いただくと対応させていただけるかと思うため、何卒ご協力願う。

区長会長 議題20「令和3年度地区懇談会の開催について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(21) まちづくり講演会の開催について

区長会長 「議題21：まちづくり講演会の開催について」の説明を求める。

くらし人権課 議題21（資料21）

総務課に代わり説明する。

来週金曜日4月30日の午後3時から午後5時にかけてバロー文化ホール小ホールで、「多治見の元気と安全性を、これまでも、これからも」という演目でまちづくり講演会を開催する。

講師に国土交通省の竹内重貴氏を迎え、庁舎の建て替えにも触れるが、ネットワーク型コンパクトシティ等のハード的なまちづくりの観点やソフト面のまちづくりの問題など、幅広い観点で講演いただくこととなっているため、ぜひご都合がつく方は聴講いただければと思う。

事前に出欠の確認をさせていただきたく、お手数ですが、資料下段の出欠の回答票に出席、欠席のいずれかに○をつけ、本日会議終了後、机の上に置いておいていただければ、事務局で回収するので、ご協力願う。

区長会長 庁舎建設の検討委員会に私も参加させていただいているが、庁舎の建設にも関わる大切な講演会だと思われるので、参加できればと思っている。みなさんもぜひ参加いただきたい。

議題 21 「まちづくり講演会の開催について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(22) 多治見市自主防災組織支援事業補助制度について（周知）

区長会長 「議題 22：多治見市自主防災組織支援事業補助制度について（周知）」の説明を求める。

くらし人権課 議題 22（資料 22）

本制度は共助を支える自主防災組織の活動を促進することを目的とし、活動に係る経費の一部を助成するものである。

補助制度は、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間の期限付きの補助制度である。

補助対象経費及び補助率は表に記載の通りとなりメニューにより補助率が決まっている。

資料 2 ページ上段記載の実績であるが、過去 3 年間で感震ブレーカーについては、3 年間で 6, 7 0 7 世帯、昨年度については、その他に防災資機材や防災訓練などの消耗品、防災講座などの合計 31 団体への助成実績がある。

最近、日本全国で被害はあまりないが、地震が多発している。是非この制度を活用いただいて、地震による被害を地震後の火災のない多治見市にしていきたいと思う。

区長会長 今年度についても、各地域で検討いただき活用いただきたいと思う。

議題 22 「多治見市自主防災組織支援事業補助制度について（周知）」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(23) 防災行政無線屋外拡声子局（マスト）について

区長会長 「議題 23：防災行政無線屋外拡声子局（マスト）について」の説明を求める。

くらし人権課 議題 23（資料 23）

防災無線の子局（防災マスト）について説明する。

防災行政無線は災害時における情報伝達手段を確保するために設置されており、市役所、もしくは消防本部から災害の連絡を、スピーカーを通じてお知らせしている。

また、各地域にある子局のマストから地域の方々が放送することもできる。

マストの位置であるが、別紙 1 の市内全域の一覧表の通りである。また、各区内にあるマストの一覧のみを記載したものを別途配付しているので活用いただきたい。

地域の方が行う場合については、別紙 2 「子局通報記録書」に必要事項を記入の上、企画防災課まで事前に提出いただければ放送が可能である。別紙 3 に記載例を付しているので参考願う。

地域の放送の仕方については、別紙 4 の通り、小学校区ごとに放送することも可能。地区内に 1 カ所、地区遠隔端末装置というものがあるので、手順を踏まえ活用願う。

別紙 5 に必要事項を記載の上、1 週間前までに取りに来ていただくと、鍵をお貸しする。そうするとマスト数カ所で放送することもできる。ただし、鍵を紛失した場合は有償となるため、ご注意願う。

別紙 6 については、防災行政無線が聞き取りづらいとき、従来からあるテレホンガイドや多治見市緊急メール、FMびびでも確認ができるが、今年 1 月運用開始した防災ア

プリ、こちらも有効である。お手持ちのスマートフォンで放送された内容を文字でも確認できるし、音声で聞くこともできる。スマートフォンや携帯電話をお持ちの方はぜひ登録いただきご活用願う。

そのほかお気づきの点があれば、企画防災課までお知らせいただきたい。

区長会長 議題 23「防災行政無線屋外拡声子局（マスト）について」、質問はあるか。
区長 質問なし。

(24) 多治見市土砂災害・洪水ハザードマップの配布についてのご案内

区長会長 「議題 24：多治見市土砂災害・洪水ハザードマップの配布についてのご案内」の説明を求める。

くらし人権課 議題 24（資料 24）

この度新たなハザードマップを作成した。これを6月中に全戸配付する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

サイズはポスターサイズで両面刷りとなる。

校区によって届く日が異なる場合があるが、予めご了解いただきたい。

区長会長 議題 24「多治見市土砂災害・洪水ハザードマップの配布についてのご案内」、質問はあるか。

区長 質問なし。

【区長・町内会長への周知】

(25) 令和3年度市内一斉清掃について（お願い）

区長会長 「議題 25：令和3年度市内一斉清掃について（お願い）」の説明を求める。

くらし人権課 議題 25（資料 25）

環境課に代わり説明する。

令和3年度の市内一斉清掃についてご協力のお願いと開催概要について説明します。

開催は6月6日（日）午前8時から1時間程度を予定し、小雨の場合は決行する。順延する場合は、翌週13日（日）に順延する。その場合は、午前7時30分に防災行政無線で放送しお知らせする。区長のみなさまに個別にお知らせすることはないので、よろしくご予定願う。なお、当日、開催するか迷うような天気で、お問い合わせをしたい場合は、午前6時40分から市役所日直 0572-22-1111 まで連絡いただければ対応できるよう準備している。

なお、一斉清掃の開催については、5月の広報たじみの配達時にあわせて2ページ目にあります回覧チラシを配付させていただくため、地域回覧にご協力願う。

また、回覧チラシの裏面に、集めていただいたごみの集積場所の一覧を掲載している。記載の集積場所からの変更が必要な場合は、5月21日（金）までに環境課まで連絡願う。

回収物のうち、土砂の回収が必要になる場合は、事前に道路河川課までご連絡願う。

なお、万が一の事故等に備える社会奉仕活動の届出書については、環境課でまとめて提出するので、各区の対応は不要である。活動中の怪我には十分注意いただきたいが、万が一怪我等をしてしまった場合は、6月6日当日は、三の倉センター23-1103 へ、翌日以降は環境課まで連絡をお願いする。

区長会長 議題 25「令和3年度市内一斉清掃について（お願い）」について、質問はあるか。

区長 質問なし。

(26) 社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について

区長会長 「議題 26：社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について」の説明を求める。

くらし人権課 議題 26 (資料 26)

多治見市では市民総合災害補償制度に加入しており、その概要について説明する。

補償の対象としては、市が主催、共催する行事等に参加する市民と、社会奉仕活動を行う団体等となる。

また、補償の対象、対象となる要件、対象となる活動については、記載してある通りである。

対象となる活動については、清掃活動、防火・防犯、交通安全のための活動、社会的弱者の方々のために行う活動、市の行事に協力する活動となっている。

また、対象者については、活動、行事に参加された方となる。

先ほど少しお知らせした「社会奉仕活動届出書」の提出から補償を受けるまでの流れについては、活動を実施する前に、くらし人権課または担当課まで「社会奉仕活動届出書」を提出いただくようお願いする。ただし市が主催する行事、先ほど説明があった市内一斉清掃や敬老事業などについては、一括して市で手続きするため、届出は不要である。

様式については、多治見市のホームページからダウンロードすることも可能であるし、くらし人権課の窓口でも用意しているため、お知らせ願う。

活動中に万が一事故が起きてしまった場合は、先ほど一斉清掃に関しては当日であれば三の倉センターへというお話があったが、くらし人権課又は担当課まで連絡願う。

怪我等があった場合は、事故報告書等関係書類を添付の上、提出いただくことになる。裏面、「6 補償金額と補償基準」を表に記載しているため、あわせて確認願う。

最後に注意事項として、この社会奉仕活動に係る補償制度は、怪我、蜂に刺された等の怪我の治療が対象で、草刈りをして石をはねてガラスを破損したことには補償できかねるのでご承知おきいただきたい。

また、町内会で行われるスポーツ行事については、スポーツ障害保険の対象となるため、文化スポーツ課で担当しているため、そちらへ相談願う。

最後に清掃活動でたくさんのごみがでてくると思うが、それらを集荷する関係で、清掃活動を行う場合は実施の1週間前までに三の倉センターへご連絡いただき、集荷場所、集荷方法についてご相談いただくようあわせてお願いする。

安全に活動していただく事が一番であるが、万が一に備え提出をいただくよう再度お願いする。

区長会長 町内や区で行事に備え保険に加入している場合があるので、一度確認されると良い。社会奉仕活動の届出は事前に行う必要があるが、それらの保険は、町内会長、区長が行事を行うとした時点で保険の適用対象となる。このあたりも確認されると良いと思う。

議題 26「社会奉仕活動中の事故などに対する補償制度について」、質問はあるか。

区長 質問なし。

(27) 火災時における協力のお願いについて

区長会長 「議題 27：火災時における協力のお願いについて」の説明を求める。

くらし人権課 議題 27 (資料 27)

万が一火災が発生した場合に、区長又は町内会長にご協力をお願いすることがあるため、何卒よろしく願う。

令和2年度も何件か火災があり、その際にも区長、町内会長をはじめとする地域の方々にいろいろ協力をいただいた。誠にありがたくお礼申し上げる。

できればこのような火災がないよう心掛けていけたらと思うが、万が一発生してしまった場合は、何卒お力添えいただきますようよろしくお願いする。

本日パンフレット等をお配りしているが、お近くで被災された方がみえたら、まずは、「くらし人権課」までご連絡いただくようご案内いただきたい。り災後の手続に関する各課の窓口へのご案内、調整はすべてくらし人権課で行うので、区長へお尋ねがあった場合は、くらし人権課までご案内願う。

区長会長 議題 27「火災時における協力のお願いについて」、質問はあるか。
区長 質問なし。

【お知らせ】

(28) 区長顔写真名簿の配付について

区長会長 「議題 28：区長顔写真名簿の配付について」の説明を求める。
くらし人権課 議題 28（資料 28）

令和元年度第4回区長会で、「区長同士は2か月に1回しか会わず、なかなか顔と名前が一致しないので、顔写真名簿を作成し、配付してはどうか。」とのご意見をいただき、令和元年度、令和2年度については配付し、それぞれ、第6回区長会で返却、回収をしている。

令和3年度区長におかれても、事前にお写真はお預かりし、名札を作成しているので、お配りすることは可能であるが、みなさまのご希望をお伺いしたうえで、配付させていただきたく、ご相談させていただいたところである。

令和3年度についても、顔写真名簿の配付をしたほうが良いということになったら、この場でお配りしたいと思うので、審議いただきたい。

区長会長 例年お配りしているものであるが、みなさんのご意見をお伺いしたい。年とともに顔と名前がなかなか一致しない。そういった面もあるので、特にご意見がなければ、区長業務に限定して活用いただくという前提でお配りしたいと思うがどうか。意見がなければ配ろうと思うがどうか。

区長 質問、意見なし。

区長会長 ご意見がないようなので、例年通りお配りすることとする。

【配布資料・区長会の今後の日程について】

区長会事務局 本日2点お配りしているので報告する。

まず1点目、令和3（2021）年度版おとどけセミナー「おしながき」となる。今年度も各種メニューを用意しており、地域で講座等を計画される場合はご連絡いただければと思う。各課職員が地域に出向き講師となって説明させていただくのでよろしくご検討ください。

次に2点目、第40区田嶋区長より、第40区で5月15日（土）に開催される「滝呂台ブラブラスタンプラリー」のお知らせチラシの提供があったのでお配りする。ご興味のある方はご連絡の上、ご参加いただければと思う。

続いて区長会の今後の日程についてお知らせする。

次次に記載のとおり6月の区長会総務会及び区長会議を予定しているので、ご予定願

う。改めて通知させていただくので確認願う。

なお、総務会の会場を、お手元の資料には産業文化センターと誤って記載しているが、本庁舎 2 階大会議室となるため、お手数だが修正いただくようお願いする。

次回区長会議であるが、施設の都合上、開場は午前 8 時 50 分からとなりますので、あわせてご確認いただきますようよろしくお願いする。

区長会長

最後に説明があった「滝呂台ブラブラまつり」であるが、地域の人にスタンプラリーのカードを 1 枚 100 円で買ってもらい、第 40 区内には 2 町内あり、そこにある集会所、区の事務所をすべて回ってもらい、回り終えたら「いちご」を渡すことになっている。例年はバス旅行でイチゴ狩りに行っていたが、コロナ禍でバス旅行ができないので、何か代わりにできないかということで企画した。もし時間がある方があれば参加いただきたい。お土産も用意しているので、ご連絡いただき参加いただければと思う。

ここまでの件について質問はないか。

区長

質問なし。

区長会長

予定された議事は終了したが、全体で質問等あるか。

市長

2 時間にわたり 30 に近い議題の説明をさせていただいた。少し数が多すぎるのと、初めて聞いて何を話しているのか理解しがたいというのを市長としてひしひしと感じた。

これまでは何かがあると担当課へ電話を回していたが、たらい回しは、多治見市役所では許さない。

本日、30 近く説明し、半分わかったかわからなかったかであると思うが、くらし人権課課長と担当者が、市役所の 1 階にいる。「ここがわからない」というと、担当課までお連れする、まだわからなかったら横にいて一緒に聞いていて、その言葉の意味をしっかりと説明する。こういうような形で市役所はしっかり動いて行く。

今日は本当に多すぎる議題と、それぞれの担当課が言いたい放題書いた資料を出してしまった。お詫び申し上げるとともに、くらし人権課が 1 年間頑張っていくので拍手でエールをお願いしたい。

区長

<拍手>

区長会長

他に何かご意見はあるか。

区長

市民課で転出にあたって、転出に係る手続き一覧が書かれたチラシを配付している。

転出にあたって土地に関する手続きが書かれていない。具体的にいうと、建物を取り壊し更地の状態で転出する。その後の管理が十分でなく、雑草が生えっぱなし、垣根は伸び放題。これの管理は当然地権者である。しかし、このように管理が十分されず、転出してしまう方がいる。どういう対応をしたら良いか。

後の管理をきちんとした上で、転出していただくようお願いして欲しい。当然地権者の管理下であるので、たとえ垣根が伸びすぎていて怪我や車が傷ついても他人は手を出すことができない。

したがって転出の際にそういったことに留意し、対応いただくようお知らせできないか。

市長

早急に検討し対応する。これまで空き家の担当が、2 つに分かれていたのを、良好な空き家、やや危ない空き家、相当危険な空き家、すべて都市計画部 1 本にまとめ対応することになった。

区長が言われるように個人の財産のところに役所が入って行って草を刈ったりとすることはできない。転出の時の留意事項、しっかりとお願いというような形で記載をする。

区長会長

これをもって区長会を終了する。

